

学校の部活動に係る活動方針

いわき市立玉川中学校

I 部活動の意義

学校における部活動は、同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われることで、体力や技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で児童生徒同士や児童生徒と教師との好ましい人間関係が構築されたり、学習意欲が向上したり、自己肯定感、責任感、連帯感が高まったりなど、児童生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義がある。

II 部活動における運営計画

1 目的

- (1) 生徒指導の一環として、心身の成長を促し自主的・自律的な態度の育成を図る。
- (2) 学校や部活動などの一人として、マナーや礼儀作法などの指導を重視する。
- (3) 体力の向上と健康の増進を図り、日々の活動を意欲的な友情を深めさせる。

2 設置部活動

(男女) 軟式野球部、サッカー部、バスケットボール部、卓球部、吹奏楽部、
美術部、(特設陸上部)、(特設駅伝部)、(特設水泳部R 4、9月以降)

(女子) バレーボール部、ソフトテニス部

*外部で器械体操、新体操に所属し、玉川中学校代表として中体連大会に出場

3 活動計画及び活動時間

(1) 活動計画期間

- ① 原則として通年で活動する。
- ② 各部年間活動計画(様式第1号)を5月9日までにデータ入力完了し、体育主任が確認し、校長に提出する。
- ③ 各部月間活動計画・実績(様式第2号)を月末に校長に提出する。

(2) 活動時間(準備・片付け・ミーティングの時間も含める)

- ① 平日 16:00~18:00 18:30完全下校(4月~10月末)
16:00~17:30 18:00完全下校(11月~3月末)
*完全下校とは、生徒が校門を出る時間とする。
- ② 休日 8:00~12:00 又は 12:00~16:00のどちらかの枠内で3時間以内の活動とする。
- ③ 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。

(3) 休養日の設定

- ① 平日に週1日以上、週休日(土・日)に週1日以上を休養日とする。
- ② 次の期間は、全校一斉の休養日とする。
 - 夏季休業中の学校閉庁日
 - 年末年始(12月29日~1月3日)6日間
 - 中間・期末テストの2日前
 - 毎週月曜日は休養日とする。(男子バスケットボール部は月曜日に活動し、木曜日に休む。)
女子バスケットボール部は月曜日に活動し、火曜日に休む。
バレーボール部は月曜日に活動し、水曜日に休む。
美術部は、月、火、木の週3日の活動とする。

- ③ 週休日（土・日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土・日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
- ④ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

【休養日についての補足】

- 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とする。
- 土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様とする。
- 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設ける。
- 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できる。

(4) その他

- (ア) 大会等との関連で、月曜日の活動、朝練習や練習時間の延長などを行いたい場合は、校長の許可を得て活動する。

4 生徒の指導と管理

- (1) 入部を希望する生徒は、入部届を提出させ、顧問教師の了承を得てから活動させる。
(年度の初めに全校生が入部届けを出す。)
* 1年生 見学・仮入部期間：4月7日から第2週目間の終わり、見学時間 17:00まで
正式入部：4月の第3週の火曜日
- (2) 外部コーチを導入したい場合は、校長の承認を得る。
- (3) 放課後は、かばんや荷物を決められた場所に置かせ活動させる。活動中や活動後に無断で教室に戻させない。
- (4) 対外試合などで選手輸送や移動する場合、交通事故防止に万全を期し交通傷害保険に加入する。
- (5) 活動や指導については、生徒並びに保護者や家庭の負担荷重にならないよう、常に留意する。

5 対外試合への参加

- (1) 各種団体が主催する大会への参加は、あらかじめ校長の承認を得る。
- (2) 管外での練習試合や大会参加にあたっては生徒や保護者の意向を考慮する。

6 保護者会について

- (1) 原則として、年2回の保護者会を開く。第1回・4月 第2回・9月
※ 必要に応じて各部活動ごと保護者会を開き保護者との連携を図る。

部活動に関する共通理解事項

いわき市立玉川中学校

1 部活動は、勝敗よりも身だしなみや礼儀作法の人間形成を優先する。

生徒の心身の発達を目的としているので、勝敗だけにこだわる外部コーチの導入は認めない。練習、試合、チーム編成、用具の準備などは、顧問教師の指示のもとに、生徒の自主的自律的活動の育成を目指して行わなければならない。

2 リスク管理

練習試合などでの選手輸送に関して、保護者の協力体制は不可欠である。万一の事故に備えて、保険制度の整備を図り、万全を期す。この負担は各部の保護者会が負担し、顧問教師の自家用車はできる限り使用しない。

3 外部コーチ導入についての留意事項

【学校としての方針】

- (1) 校長は顧問教師が外部コーチを必要とした場合のみ認めるものとする。
- (2) 外部コーチの人選については、校長と顧問教師と相談の上決定し、更に保護者会の協力を得るようにする。
- (3) 校長は、外部コーチが決定した場合、委嘱状を交付する。
- (4) 外部コーチが導入した場合でも、あくまでも顧問教師がいる時のみに限る。(顧問教師が出張や年休等で顧問教師の都合による場合は、練習を休みとする。)

【外部コーチについて】

- (1) 外部コーチは、顧問教師と常に連絡を密にし、顧問教師の方針のもとに、指導にあたる。
- (2) 部活動は、あくまでも日常の教育活動の補助的役割を担うものであり、技術の向上ばかりでなく、精神面、円滑な友人関係、礼儀作法、正しい言葉遣いなど人間として基本的なことの心身の鍛練を目的にしており、過激な練習、勝敗のみにこだわる練習や体罰などの行為がないよう十分留意して指導にあたる。
- (3) 外部コーチに関わる経費については、保護者会で負担する。

4 その他

(1) 学校管理下での傷害保険について

- ① 振興センターの災害給付の適用について、一般的には、保護者が医療費総額1,500円以上を支払っている場合に適用される。
 - ② 部活動輸送時の傷害保険については必ず加入する。
 - ③ 教師の傷害については、振興センターでの保険は該当しないので、保護者で十分理解を得る。
- (2) 顧問教師が不在の場合は学校内外に関わらず練習は行わない。